

お知らせ（薬） 020
平成28年12月20日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成28年12月21日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20161221」に設定し収載しております。

記

- 1 平成28年12月20日付け厚生労働省告示第425号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：4コード）
- 2 平成28年12月20日付け同第426号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：2コード）